

③ 国保会計の収支不足（赤字）補てんの状況

(千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
国保基金(貯金)の取り崩し額	160,387	0	9,279	17,726	0
一般会計からの繰入額	0	0	0	44,641	135,104
合計	160,387	0	9,279	62,367	135,104

これまで国保会計の収支不足（赤字）は、国保基金（貯金）を取り崩して補てんしてきました。
平成28年度からは、一般会計から国保会計に税金を繰り入れて補てんし、医療費に充てることになりました。

④ 国保税の税率改正の理由

国保税の税率は、平成26年度に改正し据え置いてきました。しかし、医療費の増加などにより国保会計は収支不足（赤字）となり、国保基金（貯金）の取り崩しや一般会計から税金を入れて補てんしてきました。今後も、加入者の高齢化や医療技術の高度化などに伴い医療費が増加していくことで、国保会計の収支不足（赤字）が見込まれるとともに、一般会計から国保会計に税金を入れることを減らすため、国保税の税率を引き上げることになりました。

国民健康保険制度が変わります

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、4月から、これまでの市町村に加え、都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました。

なぜ、都道府県が
国保の運営に加わるのですか？

国保が抱えている3つの財政的問題

- ① 「年齢構成が高く医療費水準が高い」
- ② 「所得水準が低く保険税(料)の負担が重い」
- ③ 「財政が不安定で赤字になっている小規模な保険者が多い」

を解消するためです！

都道府県的主要な役割	市町村の主要な役割
<ul style="list-style-type: none"> 財政運営の責任主体 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 市町村ごとの標準保険税(料)率を算定、公表 保険給付費等交付金の市町村への支払い 	<ul style="list-style-type: none"> 国保事業費納付金を都道府県に納付 資格を管理（保険証などの発行） 標準保険税(料)率等を参考に保険料率を決定 保険税(料)の賦課、徴収 保険給付の決定、支給

保険証の発行や国保税の課税・徴収などの身近な窓口は、引き続き町が行います。

保険証、給付に関すること
問合せ先 健康保険課 ☎34-8710

国保税に関すること
問合せ先 税務課 ☎34-8709

4月から国民健康保険が変わります

国民健康保険税の税率が変わります

① 税率の改正

これからも国民健康保険を維持していくため、国民健康保険税（以下、国保税）の税率を見直し、平成30年度から次のとおり改正します。

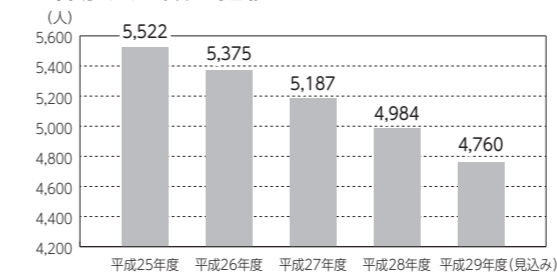
国保加入者のみなさんには、これまで以上の税負担をお願いすることになりますが、医療費は、国保加入者のみなさんに納めていただいている国保税で確保されていますので、ご理解をお願いします。

区 分		平成30年度	平成29年度	増減
医 療 分	所得割	6.3%	5.7%	0.6%
	資産割	※12.5%	25.1%	△12.6%
	均等割	28,000円	28,000円	—
	平等割	21,400円	21,400円	—
後期高齢者支援分	所得割	1.35%	1.2%	0.15%
	資産割	※3.0%	5.7%	△2.7%
	均等割	6,500円	5,800円	700円
	平等割	5,000円	5,000円	—
介護保険分 ※40～64歳の 加入者のみ	所得割	1.2%	1.0%	0.2%
	資産割	※2.5%	5.1%	△2.6%
	均等割	8,200円	6,500円	1,700円
	平等割	4,300円	3,600円	700円

※固定資産税により賦課される資産割は、縮小します。

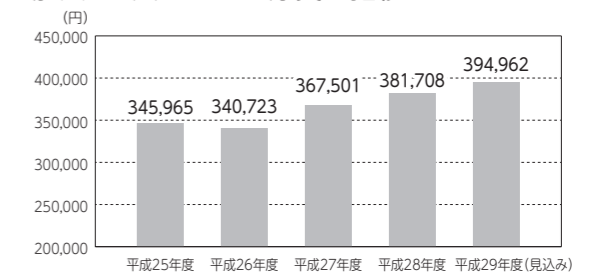
② 町の国民健康保険の現状

国保加入者数の推移



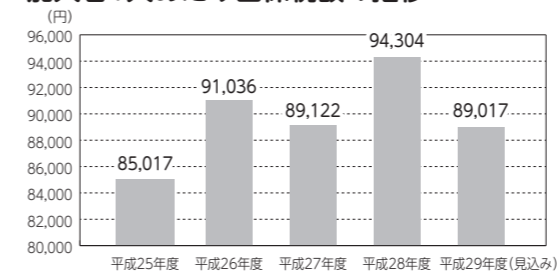
国民健康保険を支える加入者数は、年々減少し、今後も減少する見込みです。

加入者1人あたり医療費の推移



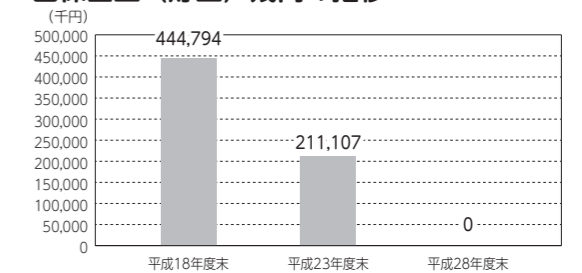
平成29年度の加入者1人あたりの医療費（見込み）は、平成25年度と比べて14%ほど増加し、今後も医療費は、増加する傾向にあります。

加入者1人あたり国保税額の推移



加入者1人あたりの国保税額は、平成26年度に税率を改正しているため、高くなっています。

国保基金（貯金）残高の推移



国保基金（貯金）は、これまで取り崩して医療費に充ててきましたが、医療費の増加により平成28年度末でなくなりました。